

10月1日より

国民健康保険被保険者証が カードになり、ひとり1枚となります

現在お持ちの国民健康保険被保険者証は、有効期限が9月30日となっています。

10月1日以降ご利用いただける新しい国民健康保険被保険者証を9月下旬に送付します。

新しい保険証はカードサイズで、ひとり1枚になります。

なお、高齢受給者証や老人医療受給者証及び国民健康保険資格証明書はいままでどおりの大きさです。

国民健康保険税はいままでどおり世帯主に対して課税になります。(一人ひとりに課税ではありません)

国民健康保険被保険者証の有効期限について

平成20年4月1日から始まるあたらしい高齢者医療制度及び退職者医療制度の改正により、有効期限が被保険者ごとに異なります。

平成20年3月31日までに 75歳になる方	有効期限：平成20年3月31日 4月1日から新しい高齢者医療制度に該当しますので、制度開始前に受給者証を送付します。
平成20年4月1日以降に 75歳になる方	有効期限：75歳になる誕生日の前日 75歳になる誕生日前日より新しい高齢者医療制度に該当しますので、有効期限前に新しい高齢者医療制度より受給者証を送付します。
平成20年3月31日までに 65歳になる、またはすでに 65歳になっている退職被 保険者本人・退職被扶養者の方	有効期限：平成20年3月31日 4月1日より一般被保険者に変更になりますので、3月下旬頃一般被保険者該当の国民健康保険被保険者証を送付します。
平成20年4月1日以降に65 歳になる退職被保険者・退職 被扶養者の方	有効期限：誕生月の末日（1日生まれの場合は前月の末日） 誕生月の翌月1日（1日生まれの場合は誕生月の1日）より一般被保険者に変更になりますので、有効期限前に一般被保険者該当の国民健康保険被保険者証を送付します。
上記以外の方	有効期限：平成20年9月30日

退職被保険者本人の方が一般被保険者になる場合は、退職被扶養者の方も退職被保険者本人と同じ有効期限となり、一般被保険者になります。

国民健康保険被保険者証が小さくなりますので、大切に保管をお願いします。

問い合わせ先

保険年金課 国保グループ ☎40-5558

国民健康保険からのお知らせ

保健師による健康相談を実施しています

国民健康保険の医療費は毎年増加しています。とくに高齢化の進展により高齢者の医療費は、今後はさらなる増加が予想されています。そのなかで、下野市では、正しい受診の推進・健康づくり施策の強化によって、国民健康保険の健全な運営が行われることを目的として、日々様々な活動をしています。

その一環として下野市では、国民健康保険加入者の方々を対象に、保健師がご家庭にうかがい現在の健康状態についてお聞かせいただき、健康相談や助言等を行う事業を開始しました。すでに決まった医療機関を受診されている方々も含めての活動となります。

保健師がご家庭にうかがう場合には、前もってご通知しますので、訪問した際はご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ先

保険年金課 国保グループ ☎40-5558